

相続税に関する相談は、税理士へ！

税理士が関与している納税者の方は、まず関与税理士にご相談下さい。

こんな時は！

税理士、
税理士会へ
ご相談ください！

- 誰かに相続税について相談したい！
- 親が亡くなったけど、相続税申告をしないといけないのかしら・・・
- 相続税の仕組みが変わったと聞いたけど、どう変わったの？
- 身寄りがいない伯父の相続税は、どうなるのかしら？

・・・と不安に思ったら、先ずはお気軽に税理士へ一度ご相談ください。

◎税金に関するご相談や申告書の作成は、税理士の独占業務です。



信頼のバッジ

私たち税理士は事務所所在地の税理士会に必ず所属し「税理士証票」を持ち「バッジ」をつけています。

税理士以外に、税金の相談や申告書の作成は依頼できません。

相続税のご相談と申告書の作成は、税理士へご依頼ください。



あなたの暮らしのそばにいる

東海税理士会

名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22F
TEL：052-581-7508

相続税の改正内容について、詳しくは

東海税理士会ホームページ (<http://www.tokaizei.or.jp/>) をご覧下さい。

税理士の**にせ者**にはご注意を！！

お近くの相談窓口は裏面をご覧ください。